

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

回覧

令和3年3月8日

自治会の皆様へ

蔵持町里自治会

3月度自治会役員会議事録・連絡事項

日時 令和3年3月7日（日）19:00～

場所 里コミュニティーセンター

自治会長挨拶

私たちの生活や活動があらゆる場面で新型コロナに左右され支配されてきた令和2年度を締めくくる時期となりました。組長さんは2年間お勤めお疲れさまでした。次年度に向けてあと少しご協力お願いします。区民の皆様方には、今後とも自治会の運営にご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

議題

① 今年度の定期総会について

すでにお知らせしたように、昨年に引き続き今年度も区民が一堂に会しての総会を中止にし、配布された総会要綱を各戸でご検討いただき議案の可否を文書で出していただく書面表決（自治会規約第22条）で行うことになりました。認定会終了後、総会資料・書面表決書を配布します。

【認定会】は3月21日（日）午後4時～です。監査委員（吉藤徳次さん・松山俊久さん）は4時にご出席お願いします。役員は2時に集合。

【書面表決書の回収】組長さんに3月27日（土）までをお願いします。

【書面表決書集約】3月28日（日）役員は2時から集約作業。議長（松山好成さん）は4時にご出席いただき関係者で表決します。

② まちづくり委員会より

- ワクチン接種は現時点で医療従事者等（3月以降）、高齢者（4月26日以降）、基礎疾患患者等、その他の順で予定されています。市によると、市内新型コロナ感染者数は、昨年11月8人、12月20人、今年1月32人、2月3人という推移です。対するPCR検査は19（11月）、27（12月）、50（1月）、14（2

月) (他に行政検査も) となっており、電子顕微鏡でしか見えないようなウイルス(百万分の1ミリ)の存在を可視化する「社会的検査」とはなっていません。

- ◆ 1年余り前、ドイツの医師が無症状者による感染について論文で発表したとき世界中の専門家は一斉に、何と非常識なと非難したそうです。しかしそれは瞬く間に世界の常識となり、今や感染者の約6割が無症状者によるものと言われています。新型コロナは専門家にとっても謎が多く、これまでのような対症的な対応だけでは有益ではないようです。確率はともかく、現時点ではウイルスがどこに潜んでいるかわからない、いつリバウンドやクラスターが起こるかわからないという不安は払拭できません。変異株の広がりもあり、世界的にはむしろ感染者数が増加に転じているようで、油断はできない ----- これを引き続き私どもの基本的立場になると思われます。

○ 新年度委員会の組織(委員・部会他)の体制の確立にむけて努力しています。徐々に決まってきたはいますが、できるだけ多くの人に役割を担っていただけるよう各区民の皆様方に協力をお願いします。

○ 本年度の春季慰霊祭は中止と決まりました。

○ 今年度の名張市一斉クリーン作戦は6月6日(日)の予定です。

○ 総合防災訓練は11月20日(土)と決まりました。小学校を会場にして行うなど本格的な訓練にするという本部の方針です。

○ 本年度のまちづくり委員会総会の持ち方については今月末に方向性を決める予定です。

○ その他 名張連絡所の廃止、有害捕獲活動、市委嘱委員推薦、ゆめづくり地域交付金、など

3 その他連絡・報告事項

○ 市に対する里区要望の進捗状況について - - - 市の新年度体制が整ったところ協議の機会をもつ予定です。

○ 区内里道の補修について濱田建設に見てもらいましたが、法面の補強によってでは修復できず道路下部を強固にするような工事が必要とのことです。陥没や地盤沈下といった問題も含め範囲を広げて調査するよう市にも要望書を出しました。里道については、市からの材料の現物配給はありますが、管理責任は里区にあります。合い見積もりも取って検討することになりました。

【回覧】「役員報酬の改定」「蔵持まちづくり通信」「蔵持市民センターだより」「桔梗が丘交番だより」、小中学校だより、「防犯みえ」「福祉事業回覧」など

令和3年度第1回役員会 4月4日(日) 19:00~

3 月度自治会役員会事項書

自治会長挨拶

議題

1 今年度の定期総会について

すでに回覧で知らせたように、書面表決で実施。認定会終了後、総会資料・総会の書面表決書の配布。記載された書面表決書の回収は、組長さんの方で。

認定会は21日(日)午後4時～、役員は2時集合、監査委員(吉藤徳次さん・松山俊久さん)は4時。認定終了後、総会資料を作成。

【評決の仕方】→全ての案件を一人1票制(21条1)で行う。(書面表決書記入例)

地域経営室 西川氏からの助言

(1/21) 平常時における総会で会員数に見合う会場確保は困難だということについて —— 委任状を無制限に取るなどして運用で対応できる。規約には委任状の数について制限なく、実際に総会に出席する人の数はそんなに多くないとの見解。

(3/1) 現行規約では、第3号議案以外は1世帯1票制(21条2)で行うべしとなっている。しかし、会員にとって第3号議案がより重要な訳でもなく、あえて区別する意味がない。むしろ、(21条1)は包括的な規定であり、全てこれで表決する方が民主的。その意味で現行規約は欠陥があるが改正するほどのものでもない。もしそれを問題視する会員がいたら次年度規約を改正する。その場合、(21条2)の末尾を「～としてもいい」に変える。---- 以上について西川氏から了解を得た。

【総会資料の内容検討】

- ・ 第1号議案～第5号議案
- ・ 第5号議案関連議案として役員報酬等の改定案(【回覧】あり)
- ・ 損害賠償訴訟については、自治会としての集団訴訟という形を取っている。裁判所からは会員は内容をどこまで把握しているのか?と問われた。
→ 訴状と準備書面1を関連資料として追加。裁判は公開主義であるが、個人名等は黒塗りにし、確認後は廃棄を要請する。

2 まちづくり委員会より

- ワクチン接種は医療従事者等（3月以降）、高齢者（4月26日以降）、基礎疾患患者等、その他の順で予定。市の資料では、新型コロナウイルス感染者の推移は、昨年11月8人、12月20人、今年1月32人、2月3人。対するPCR検査は19、27、50、14（人）となっており、「社会的検査」は行われていない。
- 新年度委員会の組織（委員・部会他）の体制の確立。徐々に決まってきている。実働日数は年間3～4日でありできるだけ多くの人に役を担ってほしい。
- 今年度の名張市一斉クリーン作戦は6月6日（日）の予定。
- 総合防災訓練は11月20日（土）の予定。小学校を会場にするなど本格的な訓練にするという本部の方針。
- 本年度の春季慰霊祭は中止。
- 本年度のまちづくり委員会総会の持ち方について
- その他 名張連絡所の廃止、有害捕獲活動、市委嘱委員推薦、ゆめづくり地域交付金、など

3 その他連絡・報告事項

- 市に対する里区要望の進捗状況について --- 市の新年度体制が整ったところ協議の機会をもつ。
- 区内里道の修復について濱田建設に調べてもらったが、我々が要請したような法面の補強だけでは修復できず、道路下面を強固にするような工事が必要とのこと。陥没や地盤沈下が確認される。関連はわからないが、少し上の方の土地でも同じ様な問題が確認されており、市にも範囲を広げて調査するよう要望書を出す。里道については、市からは材料の現物配給のみで管理責任は里区にある。

【回覧】「役員報酬の改定」「蔵持まちづくり通信」「蔵持市民センターだより」「桔梗が丘交番だより」「蔵小だより」「学校 NEWS」「防犯みえ」「出前トーク」「オンライン講演会」「福祉事業回覧」

R3第1回役員会 4月4日（日）19：00～

○ 規約問題 役員改選 地域経営室で (1/21)

1人1票制で表決できる場所がない、1世帯1票で表決できるように規約を変えたい

→ 運用で対応できる＝できるだけ委任状をたくさん取って出席者の数を減らす。

?? 委任状は数を制限するのが常識と思うが、本当にそれでいいのか？

→ 地縁法人はそういうやり方が普通。それから、役員改選だけでなくどの案件も1人1票制で処理してもらえるとありがたい。

⇒ 規約第19条（総会の定足数） 「総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。」

規約第20条（総会の議決） 「総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」

規約第22条（総会の書面表決権） 「やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。」

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定に適用については、その会員は出席したものとみなす。」

* 委任状提出者も出席者に数えられる。委任状の数に制限なし。委任先は、議長または世帯代表、白紙（＝多数派に算入）、自由記入。

* 総会での採決方法 世帯代表だけの参加だと単純だが、他の会員も参加していると少し複雑に。

<一般の議題> 世帯代表の挙手の数だけ数える

<特別案件（役員改選など）> 出席者それぞれが何人分の委任を有しているのかも確認の必要？しかし、実際には票が割れた時にしか問題にならず、大概は議長の判断で多数決を認めることができる。